

幕別町6次産業化・地産地消推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町附属機関設置条例(令和2年条例第11号)に基づき、幕別町6次産業化・地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 6次産業化等に関する市町村戦略(以下「戦略」という。)の策定に関すること。
- (2) 戦略に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経済部農林課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(幕別町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱の廃止)

2 幕別町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱(平成31年要綱基準等第3号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

区分	所属・職名
農協	幕別町農業協同組合 営農部長
農協	幕別町農業協同組合 施設管理・食品開発課長
農協	札内農業協同組合 農産部長
農協	忠類農業協同組合 営農部長
農協	帯広大正農業協同組合 営農振興部長
商工	幕別町商工会 事務局長
事業者	6次産業化などに取り組む実践者又は団体
農業学識	十勝農業改良普及センター東部支所 支所長
農業学識	十勝農業改良普及センター南部支所 支所長
金融機関	北洋銀行幕別支店 支店長
行政機関	幕別町経済部農林課長
行政機関	幕別町経済部商工観光課長
行政機関	幕別町忠類総合支所経済建設課長
行政機関	幕別町学校給食センター所長